

# 戸田市自治基本条例推進委員会委員募集要領

戸田市自治基本条例は、市民、議会及び行政が、互いの立場を理解し、助け合い、協力し合うことで築くまちづくりの基本原則を定めることで、自治を推進し、理想のまちを実現することを目的としています。

この条例の実効性を確保するため、この条例に関することを諮問する機関として、戸田市自治基本条例推進委員会を置いており、このたび以下のとおり市民委員を募集します。

## 1. 対象者

令和8年4月1日現在で18歳以上の市内在住、在勤、在学者

※市外在住者でも、ボランティア活動など戸田市内で活動を行っている方は応募できます。

## 2. 募集人数

若干名

## 3. 委員任期

令和8年4月1日から令和10年3月31日まで（2年間）

※平日昼間に年3回程度の会議を開催予定。その他啓発活動など年1回程度の開催予定。

## 4. 待遇

任期中は、特別職の非常勤公務員となります。

## 5. 報酬等

1回につき、11,000円の委員報酬と2,000円の費用弁償が支払われます。

## 6. 応募方法

令和8年2月13日（金）必着で、応募票を記入のうえ、郵送、ファクス、メール、直接提出（戸田市役所3階30番窓口の協働推進課まで）のいずれかの方法で提出してください。

※応募票は、協働推進課（戸田市役所3階30番窓口）で配布しています。また、協働推進課のホームページからもダウンロードできます。

※電子メールの場合は、件名を「戸田市自治基本条例推進委員会委員応募」としてください。

## 7. 選考方法

資格審査の後、応募動機等を参考に書類選考及び、面接による選考を実施いたします。

選考結果については、ご応募いただいた全員に通知にてご連絡いたします。

## 8. 問合せ先及び提出先

戸田市役所 協働推進課 協働推進担当

〒335-8588 埼玉県戸田市上戸田1-18-1

電話：048-441-1800 内線651

ファクス：048-433-2200

メール：community@city.toda.saitama.jp



ダウンロードはこちらから